

岩手地区まちづくり協議会

第2回総会議案書



岩手地区まちづくり協議会

岩手まち協・第2回総会次第

日 時 平成25年4月21日10時～

場 所 岩手公民館

次 第

1. 開会のあいさつ
2. 会長あいさつ
3. 来賓祝辞
4. 資格審査
5. 議長選出
6. 議事
 - 第1号議案 平成24年度事業報告
 - 第2号議案 平成24年度決算・監査報告
 - 第3号議案 規約改定について
 - 第4号議案 まちづくり基本構想(案)
 - 第5号議案 平成25年度事業計画(案)
 - 第6号議案 平成25年度予算(案)
 - 第7号議案 役員改選
 - 第8号議案 その他
7. 議長降壇
8. 退任役員あいさつ
9. 新役員あいさつ
10. 閉会のあいさつ

以上

第1号議案 平成24年度事業報告

平成24年度事業報告

私たち、岩手地区まちづくり協議会における平成24年度の活動は、設立総会で確認されたように、平成25年度からの本格的な活動展開を図るための準備活動が主体でした。

役員会における25年度に向けた会議は16回に及び、その課題は、まちづくり計画（基本構想）、専門部の在り方、青少年健全育成地区民会議の在り方、講座とクラブ活動、公民館との関係など、基本的な課題や、垂井町からの交付金及び連合自治会からの助成金など運営資金の予算編成など多岐にわたり、試行錯誤を繰り返してきました。

公民館活動の大半をまち協へ移行する。簡単なようで、難しいものがありました。役員会で協議した様々な課題は、本日の第2回総会に議案として提起していますが、十分なものと、胸を張れるものではないと思っています。

とにもかくにも走り出すことが必要との認識で、様々な課題を整理させていただきました。地域の皆様の声で補強して頂き、より良いまちづくりを進めていければと考えています。

24年度の活動経過は次の通りです。

会議名等	月日	協議内容等
設立総会	12/2	24年度活動計画、24年度予算、役員選出規約・規則の制定
まち協会長会議	12/6	まち協予算、パソコン更新、人件費センター員の配置
第1回役員会	12/25	まち協会長会議報告 活動計画
まち協会長会議	12/26	人件費について
第2回役員会	1/11	まち協会長会議報告 専門部の担当団体や役割
第3回役員会	1/17	まち協交付金と公民館予算の対比 岩手の人口推移、検討事項確認
第4回役員会	1/25	25年度予算、傷害保険 専門部の所管事項、運営委員会
第5回役員会	1/31	25年度予算と交付金申請 専門部の活動内容

会議名等	月日	協 議 内 容 等
まち協会長会議	2/6	公民館の運用、職員の勤務体制 備品の取り扱い、会長連絡会の設立
第 6 回役員会	2/7	まち協会長会議報告 25 年度予算と交付金申請、運営委員会
第 7 回役員会	2/14	講座、岩手を象徴する事業 25 年度予算
第 8 回役員会	2/21	主要事業 青少年健全育成地区民会議
説明会	2/24	漆原自治会総会 高木会長が説明
第 9 回役員会	2/28	クラブ認定、24 年度予算執行状況 基本計画、概念図
公民館運営協力 委員会	3/3	まち協の 25 年度に向けた進捗状況説 公民館運営補助金会計、特別会計の移管確認
第 10 回役員会	3/7	基本構想、次年度役員 傷害保険、主要事業
まち協会長会議	3/11	会長連絡会の規約 人件費の取り扱い
第 11 回役員会	3/14	傷害保険、構成団体代表者会議 子ども教室、25 年度総会に向けて
第 12 回役員会	3/21	主要行事日程、傷害保険 青少年健全育成地区民会議
説明会	3/23	伊吹自治会総会 高木会長が説明
第 13 回役員会	3/28	構成団体代表者会議、24 年度決算見込み 25 年度交付金申請
第 14 回役員会	4/4	構成団体代表者会議、25 年度総会に向けて 専門部長、青少年健全育成地区民会議
代表者会議	4/5	経過報告、役員会確認事項 基本構想
第 15 回役員会	4/11	25 年度総会に向けて 規約の見直し、
第 16 回役員会	4/16	25 年度総会に向けて 議案書確認

第2号議案 平成24年度決算・監査報告

岩手地区まちづくり協議会 平成24年度決算報告

自：平成24年9月 1日

至：平成25年3月31日

収入の部

項 目	金 額	適 用
垂井町交付金	200,000	垂井町からの助成金
連合自治会助成金	10,000	
預金利息	2	
合 計	210,002	

支出の部

項 目	金 額	適 用
会議費	7,800	設立準備会、設立総会、役員会のお茶代
印刷製本費	49,980	まち協だより、封筒
事務局費	148,879	印鑑、書棚、看板、消耗品(紙、トナーなど)など
合 計	206,659	

差引残高

総収入(210,002 円)－総支出(206,659 円)＝差引残高(3,343 円)

次期繰越金

3,343 円

岩手地区まちづくり協議会 平成24年度監査報告

平成24年度岩手地区まちづくり協議会の会計決算について
平成25年4月12日に会計監査を実施した結果、会計帳簿、
証拠書類とも適正に処理されていました。

監 事 中 川 泰 一 ⑩

監 事 児 玉 俊 昭 ⑩

第3号議案 規約改定について

岩手地区まちづくり協議会規約改定(案)

(名称)

第1条 本会は、岩手地区まちづくり協議会(以下「岩手まち協」と言う)と称する。

(事務所)

第2条 岩手まち協の事務所は、岩手地区公民館(垂井町岩手608-2)に置く。

(構成)

第3条 岩手まち協は、岩手地区に在住、在勤し、岩手地区において活動する自治会および各種団体(以下「構成団体」と言う)に加入している人をもって構成する。

2 前項の各種団体は、別に定める基準により役員会が認定する。

(目的)

第4条 岩手まち協は、岩手地区の住民、垂井町議会及び垂井町との協働のもと、岩手地区公民館(以下「公民館」と言う)を「核」とした地域コミュニティを形成し「岩手地区の絆」を強め、豊かで住みよく安心して暮らせる幸福度の高い自主・自立した岩手地区づくりを目的とする。

(事業)

第5条 岩手まち協は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 岩手地区の発展と安全・安心なまちづくりのための事業
- (2) 岩手地区のふれあいを深める事業
- (3) 垂井町議会及び垂井町との協働のまちづくりの推進を図る事業
- (4) 公民館との協働事業
- (5) 生涯学習事業
- (6) その他、岩手まち協の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第6条 岩手まち協は、前条の事業を行うために次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

- (3) 役員会
- (4) 専門部会

(役員、委員等)

第7条 岩手まち協に次の役員、委員（以下「役員等」と言う）を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ~~2名~~ 4名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 運営委員 ~~総会で承認された人数~~ 会長委嘱人数
- (8) 顧問 ~~運営委員会で承認された人数~~ 会長委嘱人数

2 前項の役員等の内、4号の事務局次長については、総会の承認を得て置かないことができる。

(役員等の選出)

第8条 役員は、第3条1項に定める構成員から選出するものとする。

~~2 岩手地区公民館長（以下「館長」と言う）及び岩手地区公民館主事（以下「主事」と言う）は、役員に選出しなければならない。~~

~~2~~ 2 会長は、岩手地区連合自治会の推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。

~~4~~ 3 副会長、事務局長、事務局次長、会計、監事は、推薦委員会の推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。

~~5~~ 4 前項の推薦委員会は、7名構成とし、委員は運営委員会で選出する。

~~6~~ 5 運営委員は、役員会が必要と認める自治会・各種団体構成団体から推薦を受けた者及び館長から推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。会長が委嘱する。

~~7~~ 6 顧問は会長が推薦し、役員会の議を得て、運営委員会に提案し、その承認を得なければならない。会長が委嘱する。

(役員等の任務)

第9条 会長は岩手まち協を代表し、その運営を統括すると共に全ての責任を負う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、岩手まち協の事務局を主宰する。
- 4 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、その職務を代行する。

- 5 会計は岩手まち協の出納、経理事務を掌理する。
- 6 監事は岩手まち協の監査事務を司る。
- 7 運営委員は岩手まち協の運営及び事業活動を円滑に遂行する。
- 8 顧問は、会長の求めに応じ会議に出席し、必要な助言を行う。

(役員等の任期)

- 第10条 第7条1項1号から~~5・6~~号の役員任期は、2年(総会から翌々年の総会まで)とする。但し、再任は妨げない。
- 2 第7条1項~~6・7~~号から8号の役員任期は、1年(総会から翌年の総会まで)とする。但し、再任は妨げない。
 - 3 役員に欠員が生じた場合は、第8条の定めに拘わらず、役員会の議を経て、運営委員会の承認を得て補充することができる。
 - 4 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第11条 総会は、岩手まち協の最高決定機関であり、役員及び~~自治会・各種団体構成団体~~から選出された者、館長から指名された者(以下「代議員」と言う)をもって構成し、毎年1回定期総会を開催する。
- 但し、会長が必要と認めた場合及び運営委員の2分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を開催することができる。
- 2 ~~自治会及び各種団体構成団体~~から選出される代議員は、それぞれ2名とする。
2名の内、1名は、自治会においては自治会長、各種団体においては、その団体の代表者(会長など)とする。
~~自治会長及び各種団体構成団体~~の代表者が岩手まち協の役員に就任している~~自治会及び各種団体~~場合は、~~自治会長及び団体~~の代表者の代替代議員を選出・派遣しなければならない。
 - 3 館長が指名する代議員は、体育推進員、青少年育成協力推進員、スポーツ推進委員、~~公民館の講座・教室~~まち協が認定したクラブの代表者会議から、それぞれ2名とする。
 - 4 総会の議長は、代議員の中から選出する。
 - 5 総会は、代議員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
 - 6 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算、会計監査報告
 - (3) 役員等の選出・承認
 - (4) 規約の制定・改廃

(5) その他、重要な事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、総会で決定された事業計画を執行すると共に、総会に次ぐ決定機関として、第7条で定める役員等及び専門部長で構成し、会長が必要と認めた時に招集する。

2 運営委員会は、総会で決定された事業計画を推進するための行事計画及びその予算、決算、その他必要な事項を審議する。

3 運営委員会の議長は、会長とする。

4 運営委員会は、運営委員の過半数（委任状を含む）の出席で成立し、その議事は、出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は役員会がこれを決定する。

5 会長は、必要に応じ、学識経験者などを運営委員会に参加させ、助言を得ることができる。

(役員会)

第13条 役員会は、総会で決定された事業計画の執行権限及び責任を有し、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、監事で構成し、会長が必要と認めた時に招集する。

2 役員会は、岩手まち協の運営及び事業計画等の方針を協議し、必要な事項を総会または運営委員会に提起する。

3 役員会の議長は、会長とする。

(専門部会)

第14条 岩手まち協に次の専門部を置く。

(1) 安心・安全部

(2) 健康福祉部

(3) こども育成部

(4) 芸術・文化部

(5) 体育部

(6) 環境整備部

2 専門部員は、役員会が運営委員から選任すると共に、指名する構成団体及び館長が推薦する者により構成する。~~を役員会の承認を得て加えることができる。~~

3 役員会から指名を受けた構成団体は、1～2名の専門部員を選任し、事務局長へ届け出るものとする。

~~⇒~~ 4 専門部に次の役員を置く。

(1) 部長 1名

(2) 副部長 若干名

- ~~4~~5 前項の役員は、専門部員の互選により選出する。
- ~~5~~6 部長は、部会を主宰する。
- ~~6~~7 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。
- ~~7~~8 専門部は、部長が招集し、事業計画に基づき所管事項の具体的な事業の企画及び執行にあたる。
- ~~8~~9 専門部の所管事項は別に定める。

(会計)

- 第 15 条 岩手まち協の経費は、垂井町からの交付金・補助金、岩手地区連合自治会からの補助金、寄付金及びその他の収入を持って充てる。
- 2 岩手まち協の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
 - 3 岩手まち協の会計処理は、別に定める会計規則による。

(事務局)

- 第 16 条 岩手まち協の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局に、運営委員会の承認を得て、事務員を置くことができる。

(規則・細則・要綱等)

- 第 17 条 この規約に定めるものの他、規則・細則・要綱等必要な事項は、会長が役員会の議を経て運営委員会に諮って定めることができる。

附則

- 1 この規約は、岩手まち協の設立総会（平成 24 年 12 月 2 日開催）の承認を得て制定・施行される。
しかしながら岩手まち協が予算を確保して本格的に活動を開始するのは、平成 25 年 4 月 1 日以降となることから、設立総会から平成 25 年度の総会までは、本格的な活動開始に向けた準備期間となる。
よって設立総会で選出される役員任期は、第 10 条の規定に拘わらず、平成 25 年度の総会までとする。
そのため、準備期間中は、規約の全てを施行するものではなく、設立総会で決定された活動に限定して、この規約を適用するものとする。
- 2 この規約は平成 25 年 4 月 21 日に一部改訂し全面施行する。

以上

第4号議案 まちづくり基本構想(案)

岩手地区まちづくり基本構想(案)

まちづくり協議会設立の意義

まちづくり協議会は、住民と行政（垂井町）との協働のもと、住民の参加と役割分担によって、責任ある主体的なまちづくり活動を推進することにより「豊かで住みよく、安心して暮らせる」地域を形成することを目的としています。

しかしながら、その実態は、国や自治体の財政が厳しい中で、従来であれば行政に要望したり苦情を言ったりする中で解決してきたものを、住民にできることは自らの手で解決を図らなければならないというものです。

行政の住民に対する押し付けと言うこともできますが、私たちは、視点を変えて「行政にできない、まちづくりをやってやろう」「自分たちの町を、どこよりも良い町にしよう」と言う気概を持って取り組む必要があります。

そのことこそが、岩手地区に住む住民として、意義ある活動に繋がり、自らをも納得できる行動を起こすことができるのではないのでしょうか。「行政が目を見張る」そんなまちづくりを行いたいものです。

まちづくりの目標と将来像

私たちのまち「岩手地区」は、先人たちの労苦により受け継がれてきた美しい自然と、竹中半兵衛公や伊富岐神社の神楽、集落ごとの祭囃子、大石の花火と誇りが持てる歴史・地域文化があります。里山や岩手地区を流れる河川などの自然は、私たちに無限の恵みを与え続けてくれました。

このような自然や歴史・地域文化の良さを次の世代へと引き継いでいくことは、私たちの大切な役割です。

私たちが取り組む、まちづくりで一番大切なことは「何を行うか」ではなく「何のために行うか」であると言えます。すなわちそれは「このまち、岩手地区に住む人々が、いきいきと楽しく快適に暮らせるために行う」ことではないのでしょうか。

私たちは、次のような「まち」をめざし、岩手地区の良さを次の世代に引き継いでいきます。

「まち」に住む人々の心がふれあい、優しさに包まれた「岩手地区」

「まち」に住む人々の心がひびきあい、いきいきと暮らせる「岩手地区」

そのために、岩手地区の将来像（スローガン）を次のように設定します。

～ 住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」岩手地区 ～

まちづくりの柱

岩手地区の将来像（住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」岩手地区）を支える柱を次のように定めます。

1. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

近年、何のかかわりもないのに犯罪に巻き込まれて傷つけられる、登下校の子供の列に暴走自動車が突っ込む、振り込め詐欺にみられるようなお年寄りを狙った犯罪などが、毎日のように報道されています。

また、東日本大震災やゲリラ豪雨による甚大な被害は、記憶に新しいことです。

私たちの町では、幸いにして大きな災害被害は発生していませんが、東海地震がいつ来てもおかしくないと言われてるように、災害はいつやってくるか予測できないものです。また、交通事故なども「なぜ」という状況で発生します。

安全・安心は生活の基本です。地域の生活は、地域の皆で守ることができる「まち」が必要です。

2. 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり

私たちの「まち」岩手地区は、豊かな自然に恵まれ、隣人を慈しむ人情いっぱいの住民が暮らす「まち」です。しかしながら、人口の流出が続き、少子高齢化が顕著にみられる中で、今一度「隣人を慈しむ人情いっぱい」の心情を高揚させる必要があります。

核家族化が進行するなかでも、誰もが安心して、住み慣れた町で子育てを行い、年老いていくことができる。そのためには、住民同士が支え合い、今日まで培われた経験と知恵を次世代に引き継ぐと共に、高齢者や身障者をサポートすることができる、そんな「まち」が必要です。

3. 次代を担う子供たちを育むまちづくり

少子化が進行するなかで、地域の将来を担い、地域で活躍する子供や青少年を育成することが重要な課題となっています。

子ども達に様々な体験・経験をさせることで、生涯学習の基礎を身につけると共に、自ら考え、自らの力で今後を乗り切る（自分の将来を切り拓く）力をつける。

青少年が、その誇りと責任について自覚をたかめ、健全な青少年団体及びグループ活動を育成する。

このような活動を通して、地域の大人たちが持っている様々な技術や知恵を引き継ぐことが、次代を担う子供や青少年に、ふる里である「岩手地区」に愛着を持つことに繋がり「まち」の活性化に繋がります。

4. 歴史と文化が薫る個性あるまちづくり

私たちの「まち」岩手地区は、豊かな自然に包まれて、それぞれの集落に独特な芸能が伝えられると共に、竹中半兵衛公に象徴されるように歴史の薫りがあふれている「まち」です。

このような歴史と文化を次の世代に引き継ぐと共に、今を生きる人間として求められる一般常識・教養を高める場、趣味を楽しむ場を提供することも重要な課題です。

地域の歴史を発掘して発信すると共に、学んだ成果を披露する場も設定して多くの住民がふれあい、絆を深めることが個性ある「まち」に繋がります。

5. 誰もがスポーツを楽しむまちづくり

スポーツという言葉は、若者が「より早く、より高く、より強く」を求め、その成果を求める競技スポーツを連想しますが、平均寿命が延びる中で、人間としての一生を心身ともに健康に過ごすために「生涯スポーツ」という捉え方が広がっています。

私たちが取り組むスポーツは、健康で明るい人生を過ごすための「生涯スポーツ」です。老若男女、誰もが楽しめる軽スポーツを普及させることは、地域住民の体力づくり、体力維持に資することに繋がります。

そして、日頃の活動の成果を発揮する場としてスポーツの持つ特性を楽しむ機会を設け、住民相互のふれあいを深め「まち」の絆を強めます。

6. 環境にやさしいまちづくり

私たちの「まち」には四季折々の彩りをなす山や田畑があり、きれいな水が流れています。こうした自然は、私たちの大切な生活を支え、ときには、私たちの心を和ませてくれるなど、無限の恵みを与え続けてくれました。

このような素晴らしい郷土を、大好きな「まち」を未来に引き継いでいくために、環境保全・環境改善の取り組みは欠かすことができません。

また、歴史的遺産の環境を整備すると共に、そのことを広く発信して歴史と文化の「まち」の誇りを持ち続けることも、私たちに課せられた命題です。

具体的な活動

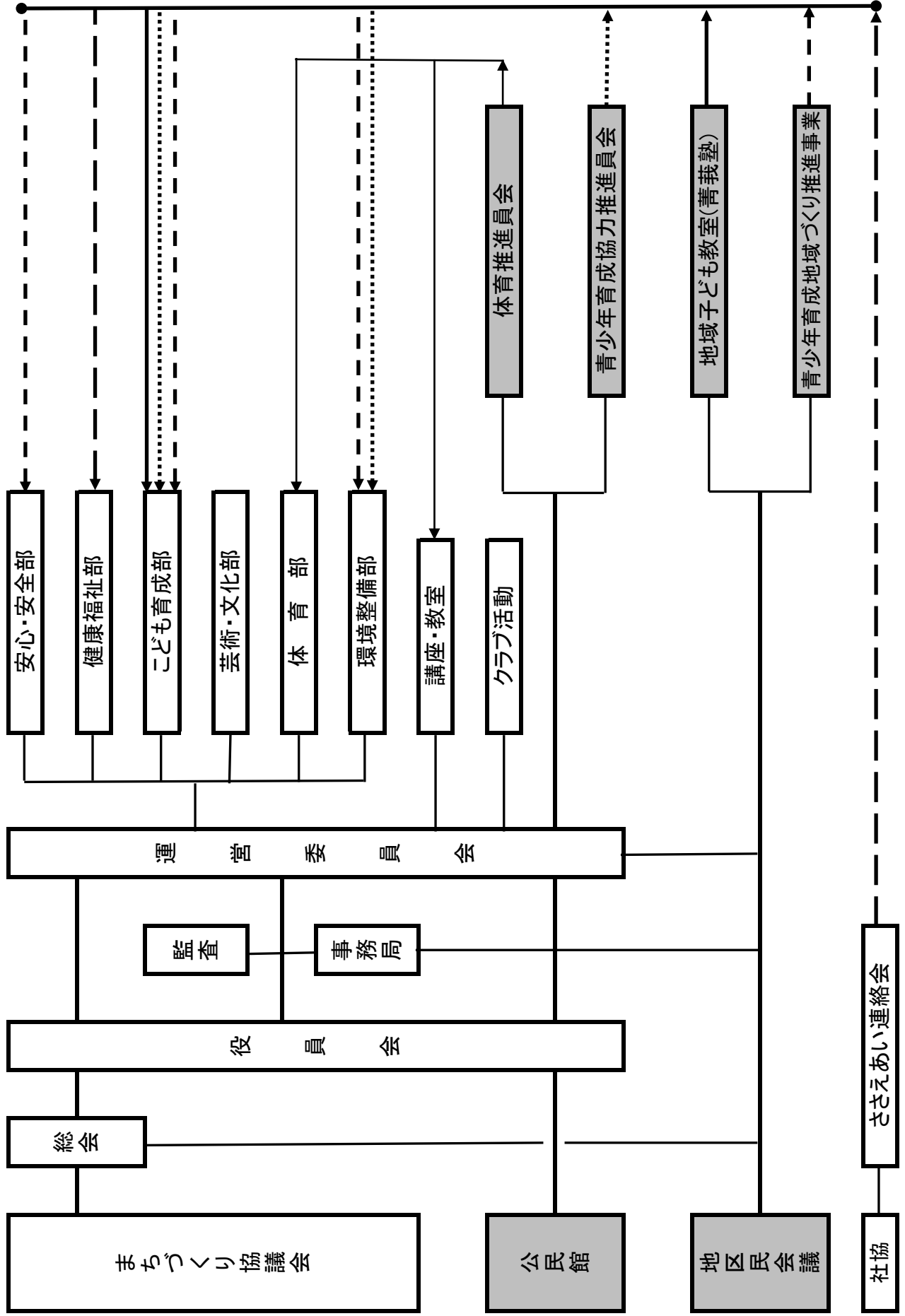
具体的な活動は、まちづくりの6つの柱に沿って、専門部とその所管事項を次のように定め、専門部が立案した企画を「岩手まち協」に参加する自治会、各種団体が一丸となって進めます。

6つの柱と専門部

- ① 誰もが安心して暮らせるまちづくり・・・安心・安全部
- ② 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり・・・健康福祉部
- ③ 次代を担う子供たちを育むまちづくり・・・こども育成部
- ④ 歴史と文化が薫る個性あるまちづくり・・・芸術・文化部
- ⑤ 誰もがスポーツを楽しむまちづくり・・・体育部
- ⑥ 環境にやさしいまちづくり・・・環境整備部

各専門部の所管事項、具体的事業（活動目標）は、別記の通りです。
年度毎の活動は年次計画として別途提起します。

岩手まち協活動体系概念図 (まち協・青少年健全育成地区民会議・公民館・社協)



専門部の所管事項

専門部活動の運営要綱

1. 専門部は、岩手まち協の構成組織で構成し、構成組織間の連携・調整を図り、相互の活動が容易になるように努めるものとする。
2. 部長は、必要に応じて部員以外の、岩手まち協構成員及び外部の有識者の参加を求めることができる。
3. 部長は、事業を円滑に推進するため、必要に応じて他の専門部と協議し、合同で会議を開くことができる。
4. 専門部が企画運営する事業(活動)について、岩手まち協の構成組織は積極的に協力しなければならない。

専門部の所管事項

専門部名	所 管 事 項	具 体 的 事 業 (活動)
安心・安全部	防災、防犯、交通安全に関すること 児童生徒の通学時の安心・安全に関すること 青少年の非行防止に関すること	こども見守り隊 交通安全対策 自主防災隊の連携について、災害時の要支援者対応
健康福祉部	一人暮らしの高齢者との交流に関すること 高齢者・障害者の生きがい活動に関すること 育児支援に関すること 災害時の要支援者対応に関すること	一人暮らしの高齢者家庭訪問、給食サービス (見守りネットワーク) 要支援者マップの作成 生き生きふれあいサロン 赤ちゃん育児相談
こども育成部	青少年の健全育成に関すること こども体験活動に関すること 子育て支援活動に関すること	子ども教室(菁莪塾)、こども会活動の支援 小学校留守家庭児童教室支援 ラジオ体操大会 青少年健全育成地区民大会 中学生の地域貢献活動支援
芸術・文化部	文科系講座の企画運営 クラブ活動に対する支援 歴史・文化の保存継承に関すること	夏祭り、芸術文化祭の企画運営 教養講座、歴史講座
体 育 部	町民運動会に関すること スポーツ・レクリエーション行事に関すること ニュースポーツの推進に関すること スポーツ系講座の企画運営	町民運動会の企画運営 スポーツ講座 春秋スポーツ・レクリエーション行事の企画運営
環境整備部	環境美化活動に関すること 自然環境の保全に関すること 道路・河川などの生活環境に関すること ごみ減量化、リサイクルに関すること	農地・水・環境保全組合との連携 環境美化デー 文化財整備事業、観光対応事業 中学生の地域貢献活動支援

専門部の構成

自治会は1年毎に1自治会が下段の専門部へ移動するローテーションを行う。
 中学校、小学校、保育園は、教職員＋PTA(保護者会)の2名とする。
 二つ以上の専門部を担当する組織(アンダーライン)は、代表者以外の者を派遣することができる。
 まち協役員と部長は兼務できる。

安心・安全部	宮之前自治会、東大石自治会、消防団、中学校(PTA)、小学校(PTA)、老人クラブ、交通安全協会	7
健康福祉部	谷自治会、西大石自治会、福祉推進員会、民生児童委員、保育園(保護者会)、老人クラブ	6
こども育成部	川原自治会、菩提田町自治会、 <u>民生児童委員、中学校(PTA)、小学校(PTA)</u> 、青少年育成協力推進員 こども会育成会	7
芸術・文化部	長畑自治会、伊吹自治会、南長畑自治会、歴史と文化を守る会、文科系クラブ代表、 <u>消防団、商工会</u>	7
体育部	五明自治会、下町自治会、体育推進員、スポーツ推進委員、スポーツ少年団、スポーツ系クラブ代表	6
環境整備部	漆原自治会、南漆原自治会、 <u>農地・水・環境保全組合、青少年育成協力推進員、商工会、消防団</u> <u>歴史と文化を守る会</u>	7

運営委員会の構成

役員(10)、自治会長(13)、専門部長(6)、小学校(2)、中学校(2)、商工会、農地・水・環境、消防団、老人会、歴史と文化、民生児童委員、体推、青推役員、専門部長に選出された構成団体は運営委員を兼務するものとする。

第5号議案 平成25年度事業計画(案)

平成25年度事業計画(案)

はじめに

私たち岩手まち協は、第4号議案で確認された「岩手地区まちづくり基本構想」に基づき、まち協としての初年度の活動を展開します。

初年度の活動は、公民館事業を継承することを重視しなければなりません、まち協に移行する意義も活動に反映する必要があると考えています。

第一が総会です。まち協の活動を岩手地区の隅々まで浸透させるために、構成団体から2名の代議員を派遣いただき、まち協が何をしようとしているかを多くの方に知ってもらい、そんな役割も持つ総会と考えています。

二番目が専門部の活動です。まち協事業の企画・運営を事務局と共に中心的な役割を果たしてもらいます。専門部で企画された具体的な活動は、運営委員会の議を経て、全ての構成組織が関わる中で展開していきます。

三番目は、岩手の歴史と文化を次代に引き継ぐ活動です。竹中半兵衛公に関わる櫓門や菩提山城址の維持管理は当然のこと、岩手地区の各集落に伝わる歴史を学ぶと共に、伝統芸能や文化財、天然記念物の維持管理など、まち協として積極的に取り組む中で、地域の皆さんが岩手地区を誇りに思える、そんな雰囲気醸成の一助となりたくと考えています。

全ての事業を、まち協が中心となって展開します

まち協が設立されても公民館が存続し、体育推進員、青少年育成協力推進員は、公民館長の指揮下に置かれること、青少年健全育成地区民会議や、社会福祉協議会の組織である「ささえあい連絡会」も存続することから、原理原則的に考えれば、まち協を含めて4つの組織が並行して活動を展開すべきと言えます。

しかしながら私たちは、全ての組織をまち協に包含して活動を展開したいと考えています。

体育推進員や青少年育成協力推進員は、体育部やこども育成部の主要メンバーとして活動展開を図ります。

青少年健全育成地区民会議の主要事業である「地域こども教室(菁莪塾)」は、こども育成部が担当し、「青少年育成地域づくり推進事業」は、こども育成部、安心・安全部、環境整備部が分担して担当することとします。

ささえあい連絡会の機能は健康福祉部が担当し、より幅広い活動展開を目指します。

平成25年度の主要事業

本年度の主要事業は次の通りとし、地域の皆さんに行事やクラブ活動への参加を幅広く呼び掛ける宣伝活動も積極的に行っていきます。

主要事業の行事日程は20頁を参照

1. 生涯学習事業

- (1) 一般教養講座
 - ① 竹中半兵衛公を知る
 - ② 岩手の歴史と文化を知る
(岩手、大石、伊吹の歴史と文化を学ぶ)
 - ③ そば打ち教室
 - ④ 園芸教室
- (2) スポーツ講座
 - ① ショートテニス教室
 - ② グランドゴルフ教室
- (3) 地域こども教室 (菁莪塾)

2. 地域ふれあい事業

- (1) 岩手を象徴する事業
甲冑製作を通じて、竹中半兵衛公や岩手の歴史を学ぶと共に、半兵衛公顕彰事業、運動会、文化祭などで甲冑行列などのイベントを行う。
- (2) スポーツ・レクリエーション事業
 - ① 史跡巡りウォーキング
 - ② ペタンク、グランドゴルフ、ドッチビーなどの軽スポーツ大会
- (3) ラジオ体操大会
- (4) 夏祭り (従来通り盆踊りを中心)
- (5) 岩手地区運動会 (従来通り小学校運動会と町民運動会を共催する)
- (6) 芸術文化祭 (従来通り小学校と共催する)
- (7) 遺跡探訪 (竹中半兵衛重治公顕彰会との共催事業)
- (8) 生き生きふれあいサロン
- (9) 青少年育成地域づくり推進事業
- (10) クラブ活動
将来課題として、クラブの認定基準 (参加人数など) を確立する必要性が考えられますが、まち協の活動開始時には、現在の公民館のクラブをすべて認定することとします。
現状は、文科系クラブが15団体、スポーツ系クラブが1団体です。
- (11) 人口の減少に歯止めをかける事業 (次年度以降の課題)
(婚活を支援する事業として、合同お見合い会などを検討する)

3. 協働のまちづくりの推進を図る事業

(1) 文化財等整備事業

櫓門周辺、逆さ杉、菩提山城址、菩提山・逆さ杉ハイキングコースなどの整備事業。

(2) 広報活動

① まち協だよりの発行

月刊として発行し、活動報告やトピックスの紹介、講座への参加呼びかけ、クラブ紹介・参加呼びかけなど、まち協の広報宣伝活動の核とします。

② 岩手地区の紹介DVD作成に向けて、役員会を中心に検討を進めます。

③ インターネット上にホームページの立ち上げを目指し、事務局を中心に検討を進めます。

4. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

役員会、運営委員会、専門部会などの諸会議を適切に配置して、前項までの事業展開がスムーズに進められるよう努めます。

また、公民館が集いの場となるよう図書室、ロビーの整備を図ります。

以上

平成25年度・岩手まち協主要行事日程（予定）

実施予定日	行事名	内容、参加者、関連会議など
4月 5日	加盟団体代表者会議	まち協構成団体代表者
4月21日	25年度総会	まち協構成団体
5月18日	菁莪塾	星空観察
6月 2日	竹中半兵衛公顕彰事業	まち協構成団体
		竹中半兵衛公顕彰会との合同事業
6月 9日	春のスポーツ大会	住民 史跡巡りウォーキング
		体育部
6月15日	菁莪塾	ほたる観察
7月 7日	文化財整備事業	菩提山、逆さ杉、陣屋跡（まち協構成団体）
		各保存会との合同事業（環境整備部）
	運営委員会	ラジオ体操大会、夏祭りについて こども育成部、芸術文化部より提案
7月21日	ラジオ体操大会	住民（こども育成部）
7月27日	菁莪塾	岩手川自然観察
8月 3日	菁莪塾	鮎つかみ
8月14日	夏祭り	住民（まち協構成団体）
8月18日	文化財整備事業	菩提山、逆さ杉、陣屋跡（まち協構成団体）
		各保存会との合同事業（環境整備部）
	運営委員会	町民運動会について 体育部より提案
8月25日	史跡探訪	竹中半兵衛公顕彰会との合同事業
9月28日	運動会	住民（まち協構成団体）
10月12日	菁莪塾	料理教室
10月13日	運営委員会	芸術文化祭について
		芸術文化部より提案
10月20日	秋のスポーツ大会	住民 球技大会
		体育部
11月10日	芸術文化祭	住民（まち協構成団体）
11月23日	菁莪塾	エコ教室
12月14日	菁莪塾	しめ縄づくり
12月15日	運営委員会	青少年健全育成地区民大会について
		こども育成部より提案
1月18日	菁莪塾	そば打ち
2月 2日	青少年健全育成地区民大会	住民（まち協構成団体）

上記の予定は、従来の公民館活動をベースにした主要行事の予定です。

まち協の事業として小学生高学年親子による甲冑製作も計画しています。

青少年健全育成地区民会議の活動、講座（6講座）なども予定しています。

甲冑製作、青少年健全育成地区民会議、講座の日程は総会后速やかに決定します。

まち協では、専門部の活動を展開します。そのための会議が加わります。

第6号議案 平成25年度予算(案)

岩手地区まちづくり協議会 平成25年度予算(案)

自：平成25年4月 1日

至：平成26年3月31日

一般会計

収入の部

項目	金額	適 用
前期繰越金	3,343	
垂井町交付金	1,700,000	
助成金	340,000	連合自治会からの助成金
繰入金	209,158	連合自治会の24年度公民館運営補助金決算剰余金
雑収入	100	預金利息等
合 計	2,252,601	

支出の部

項目	金額	適 用
人件費	500,000	役員手当、報償費
事業費	940,000	夏祭り、運動会、文化祭、甲冑製作、球技大会等
保険料	160,000	傷害保険料
事務局費	250,000	消耗品費、備品費、通信費等
会議費	100,000	総会、役員会、専門部会等のお茶、弁当代等
印刷製本費	85,000	まち協だより等
予備費	217,601	
合 計	2,252,601	

費用項目間の流用は役員会の承認を得て行うことができるものとします

人件費について

垂井町のまち協交付金170万円の交付に当たり、まち協役員等の人件費(報償費)として50万円を充当することが義務付けられ、その基準も下記のように示されています。岩手まち協では、役員を増員したことや夜間対応も考慮し、独自の基準を定めることとします。役員毎の支払い実績については、決算報告で明確にします。

垂井町から示された基準(年間手当)

会長1名 24万円 副会長2名 各1万5千円 事務局長1名 3万5千円
会計1名 1万円 監事・運営委員など報償費 18万5千円

特別会計

収入の部

項目	金額	適用
前期繰越金	1,496,260	公民館運営協力委員会管理の特別会計を引き継ぎ
販売代金	80,000	半兵衛グッズ・冊子の販売
雑収入	200	預金利息等
合計	1,576,460	

支出の部

項目	金額	適用
事業費	0	
予備費	1,576,460	
合計	1,576,460	

特別会計の支出については、公民館運営協力委員会の管理と同様、必要が生じた時に、まち協の運営委員会に諮って支出する。そのため、当初予算では事業費を計上しない。

第7号議案 役員改選

別紙の通り、平成25年度～26年度の役員を推薦します。

第8号議案 その他

岩手は半兵衛の故郷

住む人の、心がほれあう

ひびきあう「まち」岩手地区

皆で、盛り上げよう

